

Z (z) 01-01

県本部各部課長殿  
県下各警察署長

宮本免 第477号  
平成9年5月12日  
宮城県警察本部長

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（通達）

この度「交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について」（平成9年4月25日付け警察庁丙運発第10号、警察庁丙交企発第54号、警察庁丙交指発第17号、警察庁丙都交発第8号、警察庁丙給厚発第13号、警察庁丙生企発第26号、警察庁丙地発第12号、警察庁丙少発第15号、警察庁丙刑企発第30号、警察庁丙捜一発第11号、警察庁丙備企発第32号、警察庁丙情管発第8号）に基づき、本県警察における被害者対策の万全を期すため、別添のとおり「交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領」を制定し、平成9年6月1日から運用することとしたので、業務処理上遺憾のないようにされたい。

## 別添

- 交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

### 1 趣旨

運転免許を有する者が、交通事故等によって死亡し、その事実を警察において確認したにもかかわらず、運転免許証の更新連絡書等（以下「更新連絡書等」という。）を送付したために、当該遺族から苦情が寄せられることがある。

更新連絡書等送付の情報提供業務は、法令の規定に基づき又は任意に行っているが、対象者が既に死亡している場合にこれを行うことは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりでなく警察に対する不信感を生じさせることになる。

そこで、本県警察における被害者対策の一環として、このような場合の更新連絡書等の発送停止措置を推進することとしたものである。

### 2 対象者及び対象文書

#### (1) 更新連絡書等の発送停止対象者

ア 次の者（警察において死体を取り扱った者に限る。）のうち、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所（居所）地の如何を問わない。イにおいて同じ。）。

- ① 交通事故により死亡した者
- ② 交通事故以外の過失事件により死亡した者
- ③ 殺人事件又は傷害致死等事件により死亡した者
- ④ その他①～③以外で死亡した者

イ アに掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの。

#### (2) 発送停止対象文書

ア 更新連絡書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3の規定に基づく書面をいう。）

イ 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第1号又は第2号の規定に基づく書面をいう。）

ウ 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの

エ 免許失効通知書（免許証の更新を行わず有効期間が満了し免許証の効力が失効した者に対する通知書で、法令の規定に基づかない書面をいう。）

### 3 措置要領

#### (1) 2 (1)の対象者を取り扱った場合等の措置

対象者の取扱所属（警察本部においては担当の課又は隊（以下「本部担当課等」という。）、警察署においては担当課（以下「署担当課」という。））は、対象者の人定事項を別記様式により記載し、本部担当課等にあっては直接交通部運転免許課へ通報し、また、署担当課（交通課を除く。）にあっては警察署交通課に提出し、交通課において対象者の免許照会を行った上、当該者が運転免許を有する場合は、交通部運転免許課へ通報するものとする。

なお、警察において死亡確認及び身元確認は行っていない者が、運転免許を受けて

いたという事実及び死亡したという事実に関する情報の提供をその者の遺族から受けた場合には、当該者について、本部担当課等にあっては交通部運転免許課へ、また、署担当課（交通課を除く）にあっては警察署交通課へ、別記様式又はその他の方法により連絡の上、遺族の意向を考慮して必要な措置をとるものとする。

(2) 通報を受けた場合の措置

ア 交通部運転免許課は、本部担当課等から(1)に係る通報があった場合で、通報に係る対象者の免許照会を行った結果、運転免許を有するものであったとき及び警察署交通課から(1)に係る通報があった場合には、後日、警察業務上、当該対象者の運転免許データが必要となることがあることから、必要なリストを作成して6年間保存することとした上で、県内マスター及び警察庁の運転者管理システムから当該対象者の免許データを抹消するものとする。

イ (1)に係る通報を受けた交通部運転免許課は、対象者の住所（居所）地が、他の都道府県にある場合は、速やかに、別記様式により当該都道府県の運転免許担当課へ通報するものとし、また、他の都道府県からの通報を受理した場合は、アの措置を講じるものとする。

4 通報連絡体制の確立

本措置の円滑な推進等を図るため、交通部運転免許課及び本部担当課等並びに警察署交通課に、通報連絡責任者を配置（指定）し、相互の連絡を密にするなど通報連絡体制を確立するものとする。

## 別記様式

宮城県警察本部長 殿  
(交通部運転免許課長経由)官 第 号  
平成 年 月 日  
所属長  
(通報連絡責任者 )

## 死 亡 者 通 告 連 絡 票

死亡原因	交通事故	交通事故以外の過失事件	殺人、傷害致死事件
	上記以外	その他 ( )	
本(國)籍	都道 府県	市区 郡	町 村
住所(居)			
ふりがな 氏名		性別	男 女
生年月日	年 月 日 生 ( 歳 )		
措置			

- 注： 1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。  
 2 死亡未確認の場合は、死亡原因欄のその他 ( ) にその旨を記載すること。  
 3 措置欄には、運転免許課及び警察署交通課において措置した内容を記載すること。